**農振〔用途区分の変更〕申出に必要な提出書類一覧　　（共通）**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| № | 書類名 | 部数 | 備考 | 確認欄 |
| 1 | 変更申出書（様式あり） | 1 | ・原則、土地利用予定者が申し出ること。・「添付書類一覧」（様式あり）を添付すること。 |  |
| 2 | 委任状 | 1 | ・行政書士登録番号を記載すること。※行政書士以外が代理人となることはできません。 |  |
| 3 | 案内図 | **２** | ・縮尺1/1000程度のもの。・申出地の位置を地図にて示すこと。 |  |
| 4 | 公図写 | 1 | ・証明印のあるもの。・申出地および隣接地の地目、地番、地積、所有者名を必ず記載すること。 |  |
| 5 | 特定図（求積図） | **２** | 【申出地が筆の一部である場合のみ添付】対象となる部分を特定するため、対象地を朱線で明らかにして地積を記載すること。・分筆登記申請に添付する測量図と同等の精度のものを用意すること。 |  |
| 6 | 事業計画書（様式あり） | **２** | ・すべての項目について記載すること。・資材置場や駐車場等を計画している場合は、「事業計画書（資材置場・駐車場等）」を使用すること。 |  |
| 7 | 土地登記事項証明書（原本） | 1 | ・取得から３か月以内のもの。 |  |
| 8 | 土地利用計画図 | **２** | ・開発区境界、建物の配置および形状、給排水計画等を明らかにすること。 |  |
| 9 | 土地の選定経過書（様式あり） | 1 | ・土地利用者及び土地所有者の所有地のみならず、第3者の所有地についても幅広に検討すること。 |  |
| 10 | 土地所有者の名寄帳 | 1 | ・共有名義のものを含むこと。 |  |
| 11 | 利用予定者の名寄帳 | 1 | ・資産が無い場合は、無資産証明を添付すること。 |  |
| 12 | 隣地の同意書（様式あり） | 1 | ・隣接する農地所有者からの同意書を添付すること。※分断要因とならない道路・水路などを介している場合も隣接と取り扱うので注意。 |  |
| 13 | 水利組合の同意書（様式あり） | 1 | ・排水等で水路を利用する場合や、水路に隣接している場合は、水利組合の同意書を添付すること。 |  |
| 14 | 土地改良区の同意書（様式あり） | 1 | ・土地改良事業による換地処分があった筆について申し出する場合は、土地改良区の同意書を添付すること。 |  |

**申出に必要な提出書類一覧　　（個別）**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| № | 書類名 | 部数 | 備考 | 確認欄 |
| 15 | 履歴事項全部証明書（原本） | 1 | 【申出人が法人の場合のみ添付】 |  |
| 16 | 建物平面図・立面図 | 1 | 【建物の建設を予定している場合のみ添付】・建物の寸法が分かるものであること。・既製品のカーポートや物置を設置する場合は、カタログを添付すること。 |  |
| 17 | 浄化槽の仕様書 | 1 | 【浄化槽による排水処理を予定している場合のみ添付】 |  |
| 18 | 公害処理方法･隣接居住者の同意書 | 1 | 【畜舎等の場合】 |  |
| 19 | その他 |  | 申し出の内容により、この一覧に記載された資料以外にも追加で資料等の提出を求める場合があります。 |  |

**農振〔用途区分の変更〕申出について**

■（様式あり）と記載のあるものについては、市HP上で様式をダウンロード可能です。

■提出書類が全て整っている場合のみ、申出を受け付けます。

■申出締切日：随時受付をしていますが、申出時期により変更完了のタイミングが変わります。

■変更スケジュールの**目安**（通常）

　「用途区分の変更」については、法の定めによる手続を行う上で、「農振除外」の手続と同時期に行うことができません。次の変更可能期間の中で変更が完了しますので、申出受付から変更完了まで**最大４カ月程度**かかる可能性があります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 変更申出時期 | ～３月中旬ごろ～４月中旬ごろ | ～７月中旬ごろ～８月中旬ごろ | ～11月中旬ごろ～12月上旬ごろ |
| 書類審査・現地調査等 | 随時 | 随時 | 随時 |
| 農業委員会への意見照会（案件提出〆） | 3月末4月末　　など | 7月末8月末　　　など | 11月末12月末　　　など |
| 変更可能期間（法１２条公告） | 4月中旬～5月下旬 | 8月中旬～9月下旬 | 12月中旬～1月下旬 |

※「農振除外」手続の進行状況により、スケジュールが変更となる可能性があります。

**■〔農地〕から〔農業用施設用地〕への用途区分変更における注意点**

・用途区分の変更後〔農業用施設用地〕となった以降も、農振法上の農用地区域に指定されている土地であるため、農業用以外の土地利用をすることはできません。指定を外す場合は「農振除外」の手続きが必要となります。

・土地利用方法が農振法上の〔農業用施設用地〕に沿ったものであるか、事前にご相談ください。利用方法や目的によっては認められない場合があります。



※申出内容が必ず認められるものではございません。

※農転は、変更完了後にお手続きをお願いいたします。

※提出前に、関係部署と事前協議をお願いいたします。

※最新の内容は、鹿沼市HPをご確認ください。